

平成26年6月20日

消 防 庁

## 消防団協力事業所表示制度の要綱の制定状況等及び特例措置の実施状況 (平成26年4月1日現在)

消防庁では、平成18年度から被雇用者団員（サラリーマン団員）の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠であるため、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設け、市町村等に導入の促進を図ってきました。

この度、消防団協力事業所表示制度の要綱の制定状況等及び特例措置の実施状況（平成26年4月1日現在）の調査を行い、調査結果を取りまとめましたので公表します。

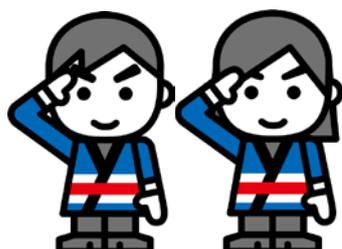
- 1 調査対象 全国市町村（消防団事務を消防本部及び一部事務組合等で実施している場合は、当該消防本部及び一部事務組合を対象）
- 2 調査時点 平成26年4月1日現在
- 3 調査内容 ①消防団協力事業所表示制度の要綱等の策定状況  
②消防団協力事業所表示制度の認定事業所数の状況  
③都道府県及び市町村における消防団協力事業所として認定された事業所に係る特例措置の実施状況
- 4 調査結果

本調査によると、要綱の策定状況については、約6割の1,046市町村が消防団協力事業所表示制度の要綱を策定済みであったほか、特例措置の状況については、長野県及び静岡県で実施している法人事業税等の減税や入札参加資格の加点等の支援を実施。市町村では、消防団協力事業所報償金（秋田県能代市）、広報誌広告掲載料免除制度（新潟県糸魚川市）や入札参加資格の加点等の支援を実施している状況であった。

消防庁では、全ての市町村において消防団協力事業所表示制度を導入されるよう引き続き推進して行く。

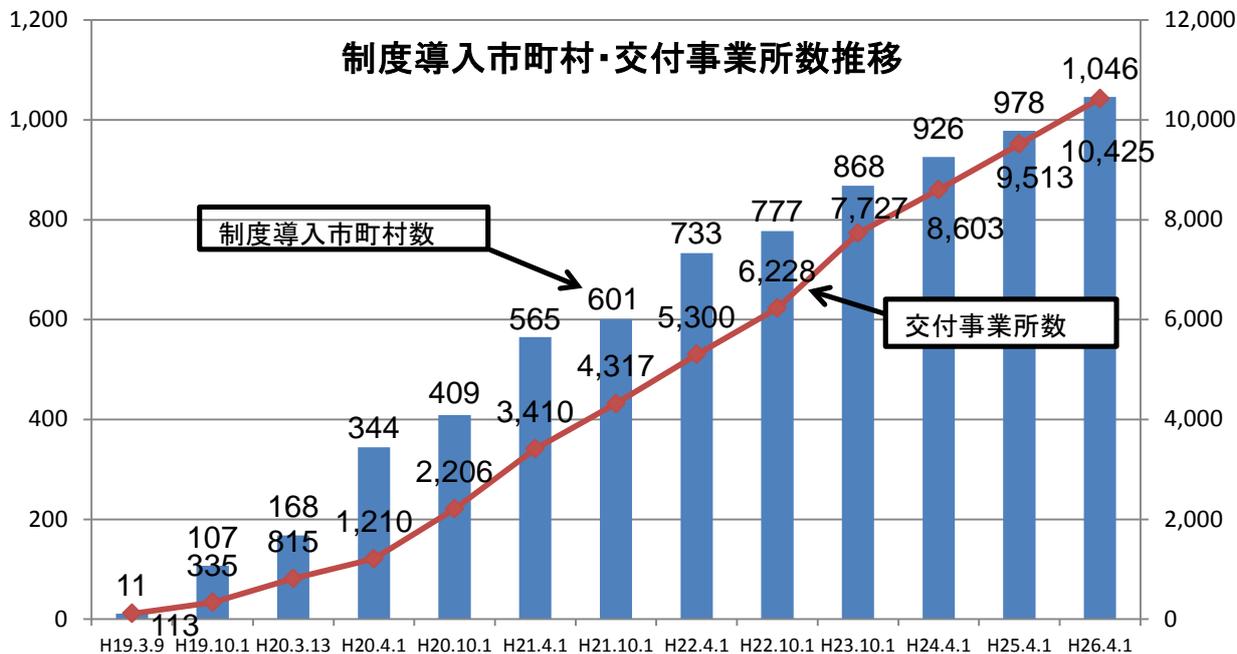
### 【添付資料】

別添 消防団協力事業所表示制度の導入状況等の概要

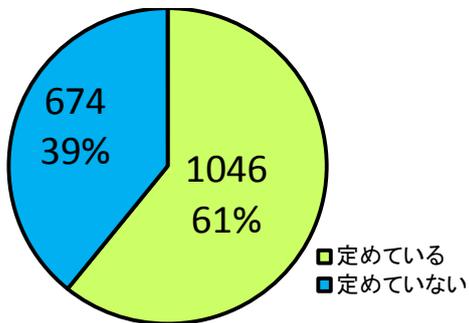


(連絡先) 消防庁国民保護・防災部地域防災室  
担 当：伊藤補佐、伊藤係長、小山田  
電 話：03-5253-7561（直通）  
ファクシミリ：03-5253-7535  
電子メール：syobodan@ml.soumu.go.jp

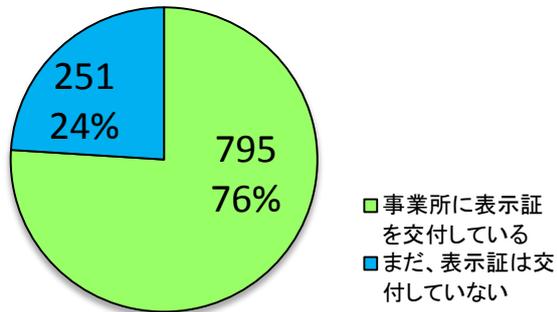
## 消防団協力事業所表示制度の導入状況等の概要 (平成26年4月1日現在)



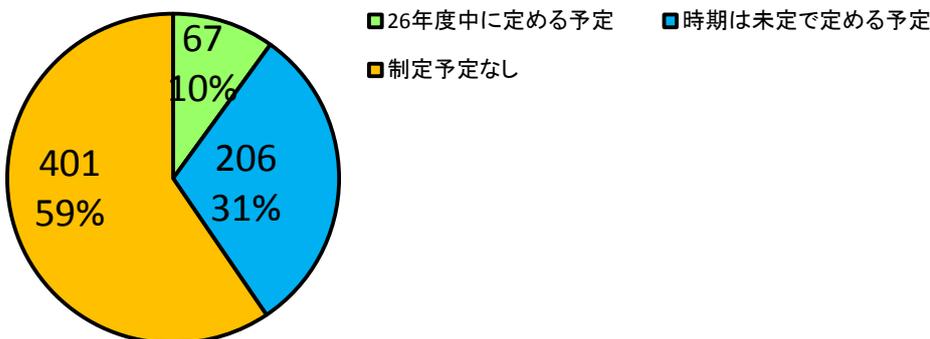
問1 認定事業所の有無に関係なく要綱等を定めているか（調査対象：1,720市町村）



問2 問1で「定めている」と回答した1,046市町村の表示証交付状況について



問3 問1で「定めていない」と回答した674市町村の今後の制定予定について



## 消防団協力事業所表示制度導入市町村数及び市町村表示証交付事業所数

平成26年4月1日現在

都道府県	市町村数	制度導入市町村数				市町村表示証交付事業所数					
		H25. 4. 1	H26. 4. 1	導入率(%)	前回比較	H25. 4. 1		H26. 4. 1		前回比較	
								うち総務省消防庁表示証交付	うち総務省消防庁表示証交付		
1	北海道	179	153	155	86.6	2	586	33	584	33	▲ 2
2	青森県	40	27	31	77.5	4	166	16	222	23	56
3	岩手県	33	22	23	69.7	1	288	29	282	34	▲ 6
4	宮城県	35	26	28	80.0	2	321	14	353	14	32
5	秋田県	25	21	22	88.0	1	349	58	342	60	▲ 7
6	山形県	35	33	34	97.1	1	406	19	428	20	22
7	福島県	59	18	19	32.2	1	85	19	109	18	24
8	茨城県	44	34	34	77.3	0	203	0	205	0	2
9	栃木県	26	13	13	50.0	0	124	4	159	4	35
10	群馬県	35	11	12	34.3	1	23	0	37	0	14
11	埼玉県	63	34	34	54.0	0	47	2	49	2	2
12	千葉県	54	29	31	57.4	2	90	9	124	8	34
13	東京都	40	10	10	25.0	0	444	19	469	21	25
14	神奈川県	33	17	22	66.7	5	223	5	238	6	15
15	新潟県	30	23	23	76.7	0	1023	155	1,044	165	21
16	富山県	15	15	15	100.0	0	365	18	366	17	1
17	石川県	19	19	19	100.0	0	169	10	177	12	8
18	福井県	17	17	17	100.0	0	268	17	266	16	▲ 2
19	山梨県	27	11	16	59.3	5	81	9	97	9	16
20	長野県	77	77	77	100.0	0	1062	25	1,062	24	0
21	岐阜県	42	17	21	50.0	4	80	12	95	13	15
22	静岡県	35	35	35	100.0	0	394	8	464	8	70
23	愛知県	54	18	20	37.0	2	171	4	203	5	32
24	三重県	29	29	29	100.0	0	179	11	181	12	2
25	滋賀県	19	9	9	47.4	0	24	3	39	3	15
26	京都府	26	20	24	92.3	4	87	9	95	8	8
27	大阪府	43	5	5	11.6	0	3	0	3	0	0
28	兵庫県	41	18	19	46.3	1	183	21	222	24	39
29	奈良県	39	4	4	10.3	0	3	0	6	0	3
30	和歌山県	30	2	3	10.0	1	14	3	14	3	0
31	鳥取県	19	3	3	15.8	0	21	0	21	0	0
32	島根県	19	11	12	63.2	1	210	3	209	4	▲ 1
33	岡山県	27	13	14	51.9	1	121	13	112	13	▲ 9
34	広島県	23	17	17	73.9	0	221	2	256	2	35
35	山口県	19	14	14	73.7	0	124	23	138	25	14
36	徳島県	24	16	16	66.7	0	181	10	194	10	13
37	香川県	17	2	3	17.6	1	22	1	31	1	9
38	愛媛県	20	17	18	90.0	1	78	12	86	18	8
39	高知県	34	34	34	100.0	0	322	20	355	19	33
40	福岡県	60	17	35	58.3	18	108	12	282	14	174
41	佐賀県	20	2	2	10.0	0	43	6	44	7	1
42	長崎県	21	9	16	76.2	7	162	28	210	35	48
43	熊本県	45	20	22	48.9	2	74	4	117	4	43
44	大分県	18	5	5	27.8	0	115	1	136	1	21
45	宮崎県	26	10	10	38.5	0	46	13	62	13	16
46	鹿児島県	43	20	20	46.5	0	204	12	237	13	33
47	沖縄県	41	1	1	2.4	0	0	0	0	0	0
合計	1,720	978	1,046	60.8	68	9,513	692	10,425	741	912	

# 消防団協力事業所に対する支援策

## 自治体による支援策の実施状況

(平成26年4月1日現在)

### <都道府県 23府県>

#### ①減税 2県

- ・法人事業税等の減税  
(長野、静岡)

#### ②入札 20県

- ・入札参加資格の加点
- ・総合評価落札方式の加点 など  
(青森、宮城、秋田、山形、福島、  
栃木、群馬、富山、石川、福井、  
長野、静岡、島根、山口、徳島、  
高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島)

#### ③その他 6府県

- ・県知事感謝状の贈呈  
(山梨、長野、兵庫、徳島)
- ・中小企業制度融資(島根)
- ・認証地域貢献企業からの物品  
調達(京都)

### <市町村 152市町村>

#### ①入札 149市町村

- ・入札参加資格の加点
- ・総合評価落札方式の加点 など

#### ②その他 4市

- ・消防団協力事業所報償金  
(秋田県能代市)
- ・消火器の無償提供  
(愛知県豊田市)
- ・広報誌広告掲載料の免除  
(新潟県糸魚川市)
- ・協力事業所の表彰  
(鹿児島県垂水市)

## 長野県消防団活動協力事業所 応援減税

### 1. 減税内容 (平成19年4月施行、平成21年4月一部改正)

- ・法人事業税(中小法人)
- ・個人事業税(個人事業主)
- 税額の2分の1を減税(減税限度額:10万円)

### 2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 消防団協力事業所表示制度導入市町村に所在するすべての事業所が認定。
- ② 事業主、常勤役員又は労働者である消防団員が2人以上。
- ③ 県内に所在するすべての事業所が就業規則等に消防団員が消防団活動を行うことにより、昇進、賃金、労働時間その他の処遇面での扱いが不利にならないことを記載。

- ・資本金又は出資金の額が3,000万円以下の中小法人
- ・青色申告書を提出する法人又は個人事業主

### 3. 適用実績 ※平成24年度実績

・法人 30件	減税額 205万2千円
・個人 2件	減税額 11万5千円
計 32件 216万7千円	

## 静岡県消防団の活動に協力する 事業所等を応援する県税の特例

### 1. 減税内容 (平成24年4月施行、平成26年4月一部改正)

- ・法人事業税
- ・個人事業税
- 税額の2分の1を減税(減税限度額:10万円)

### 2. 対象となる法人・個人事業主

- ① 県内に事務所等を有し、かつ、すべての表示制度の認定を受けているもの
- ② 県内の事務所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上であること。
- ③ 消防団活動に対する配慮が規定された就業規則等が整備されていること。

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人又は個人

### 3. 適用実績 ※平成24年度実績

・法人 35件	減税額 270万1千円
・個人 11件	減税額 70万3千円
計 46件 340万4千円	